



静岡労働局発表
令和4年10月24日



担当	静岡労働局 職業安定部 訓練室 室長 小谷野 守弘 室長 補佐 柴山 純司 電話 054-271-9956
----	--

報道関係者 各位

令和5年度職業訓練実施計画の策定に向けた方針を了承 ～第1回静岡県地域職業能力開発促進協議会の開催結果～

静岡県及び静岡労働局は、令和4年10月24日に第1回静岡県地域職業能力開発促進協議会を開催し、地域の関係者により地域に求められる人材ニーズについて協議した結果、令和5年度静岡県地域職業訓練実施計画の策定に向けた方針案を了承し、応募率が低く、就職率が高い訓練コースへの対応や、デジタル訓練コースの拡充などに取り組むこととしました。

また、今年度から実施する公的職業訓練[※]効果検証について、設定コース及び受講者が最多である「営業・販売・事務分野」を「対象となる訓練分野」として選定しました。

※公的職業訓練：公共職業訓練と求職者支援訓練の総称

協議会の資料等については、静岡労働局HPに掲載します。

(議事概要は、近日中に掲載予定)

(参考) 地域職業能力開発促進協議会について

令和4年10月1日に施行した改正職業能力開発促進法において、新たに法定化された職業訓練に関する協議会であり、地域の関係者に参画いただき、

- ① デジタル化など、地域のニーズを反映した訓練コースの設定を促進するとともに、
- ② 訓練効果の把握・検証をしっかりと行い、訓練内容の改善を図ることなどを行うこととしています。

静岡県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 名称

協議会の名称は、静岡県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 目的

静岡労働局及び静岡県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、静岡県の区域において、地域の関係機関が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う協議会を設置する。

3 構成員

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 静岡労働局
- ② 静岡県
- ③ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部静岡職業能力開発促進センター、静岡県職業能力開発協会、公益社団法人静岡県職業教育振興会、一般社団法人日本医療教育財団静岡支部、リカレント教育を実施する大学等
- ④ 労働者団体
日本労働組合総連合会静岡県連合会
- ⑤ 事業主団体
一般社団法人静岡県経営者協会、静岡県中小企業団体中央会、一般社団法人静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会
- ⑥ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
管内に事業所のある者

- ⑦ 学識経験者
- ⑧ その他関係機関が必要と認める者
- 4 ワーキンググループ
協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。
- 5 会長
 - ① 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
 - ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 - ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 協議会の開催
協議会は、原則として年2回開催し、中央職業能力開発促進協議会に合わせて開催する。
- 7 協議事項
次に掲げる事項について協議する。
 - ① 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
 - ② 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
 - ③ キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
 - ④ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
 - ⑤ その他必要な事項に関すること。
- 8 事務局
協議会の事務局は、静岡労働局職業安定部訓練室に置く。
- 9 その他
 - ① 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
 - ② 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - ③ この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。
- 10 附則
この要綱は、令和4年10月24日から施行する。

令和4年度 第1回静岡県地域職業能力開発促進協議会 次第

日時：令和4年10月24日(月)10:00～12:00

場所：静岡地方合同庁舎 4階 共用大会議室

- 1 開会
- 2 静岡労働局長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長、副会長選出
- 5 議題
 - (1) 静岡県地域職業能力開発促進協議会の設置・運営について
 - (2) 第1回中央職業能力開発促進協議会について
 - (3) 令和3年度公的職業訓練の実績について
 - (4) 令和5年度職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）について
 - (5) 検証対象となる訓練分野の選定について
 - (6) 県内のリカレント教育の取組状況について
- 6 その他
- 7 静岡県経済産業部参事挨拶
- 8 閉会

令和4年度 静岡県地域職業能力開発促進協議会 委員名簿

機関名	役職	氏名
常葉大学	経営学部 特任教授	はた たかし 畑 隆
一般社団法人 静岡県経営者協会	事務局長	まつなが のりゆき 松永 憲之
静岡県中小企業団体中央会	人材支援課付参事	うめはら とみゆき 梅原 富之
一般社団法人 静岡県商工会議所連合会	専務理事・事務局長	なかむら やすまさ 中村 泰昌
静岡県商工会連合会	専務理事	くぼた けんいち 窪田 賢一
日本労働組合総連合会静岡県連合会	事務局長	かくやま まさのり 角山 雅典
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部静岡職業能力開発促進センター	所長	すみた なおや 炭田 直哉
静岡県職業能力開発協会	専務理事兼事務局長	もちづき はじめ 望月 肇
公益社団法人静岡県職業教育振興会	事務局長	やまもと あきひろ 山本 晃弘
一般財団法人 日本医療教育財団 静岡支部	支部長	かわむら かおる 河村 薫
株式会社東海道シグマ	取締役	あおの ともはる 青野 智治
静岡産業大学	経営学部 教授	みやた ひろかず 宮田 弘一
聖隷クリストファー大学	教授・就職部長	ふくだ としこ 福田 俊子
静岡県経済産業部	参事	まえしま やすとし 前嶋 康寿
静岡労働局	労働局長	いしまる てつはる 石丸 哲治

参考条文（職業能力開発促進法）

（協議会）

第十五条 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この項において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村
 - 二 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
 - 三 労働者団体
 - 四 事業主団体
 - 五 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体
 - 六 学識経験者
 - 七 その他関係機関が必要と認める者
- 2 協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行うものとする。
- 3 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

.....主催

- ①都道府県労働局
- ②都道府県
- ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体
- ⑥事業主団体
- ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

